

2024年度 特別区I類本試験(専門試験) 講評

No.	科目	出題内容	正解	正答率*	講評
1	憲法	労働基本権	4	A	【憲法】 各分野の出題数は、例年どおり、人権2問、統治3問の構成だった。No.1では、全肢でかつての判例を聞いており、解答に戸惑うところがあったものと思われる。No.2では、マククリーン事件、塩見訴訟、地方参政権、公務就任権の判例を聞いていたが、どれも既出であり、正解率は高い。No.3では、法律案、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名といった定番の知識を聞いている。単純知識で解答できるので、正解率は高い。No.4では、内閣の地位、内閣総理大臣の権能等を聞いているが、無任所大臣の設置を知っていれば正解できる。No.5では、違憲審査権の法的性質、違憲審査の主体、違憲審査の対象、統治行為論といったオーソドックスな内容となっている。これも既出であり、正解率は高い。全体として平易な問題が多く、難易度は例年並みといえる。
2		外国人の人権	4	A	
3		衆議院の優越	4	A	
4		内閣・内閣総理大臣	1	A	
5		違憲審査権	2	A	
6	行政法	行政行為の分類	1	C	【行政法】 行政行為から2問出題されたのは2019年以来である。No.6では、各種行政行為の具体例を聞いている。細かいが、これを的確に判断できたかどうかが決め手となる。No.7では、行政行為の無効原因に関する有名判例の知識を聞いている。記述Bの判例で初見の受験生もいたと思われるが、他の記述は有名であり、正解率は高い。No.8では、行政代執行法の条文知識を聞いている。全肢が既出であり、これも正解率が高い。No.9では、原告適格に関する有名判例の知識を聞いている。これも既出であり、正解率が高い。No.10では、損失補償制度全般にわたる知識を聞いている。肢2の判断に迷うところがあるが、肢5が有名なので、正解しやすいといえる。全体として標準レベルであり、難易度は例年並みといえる。
7		行政行為の瑕疵	3	B	
8		行政代執行	4	A	
9		取消訴訟における原告適格	5	A	
10		損失補償	5	B	
11	民法① [総則・物権]	行為能力	4	A	【民法①】 各分野の出題数は、例年同様、総則2問、物権2問、担保物権1問だった。No.11、No.13、No.15は、基本的な条文の知識を問う問題なので、確実に正答したい。これに対して、No.12では、表意者に重過失があっても、錯誤に基づく意思表示を例外的に取り消せる場合(95条3項)が2つあること(肢3)、No.14では、占有改定(183条)における譲渡人は譲受人の占有機関ではなく占有代理人となること(肢5)を見落とした受験生が多く、正解率は低かった。また、民法は、毎年1~2問マイナーな分野(用益物権、先取特権、根抵当権、特別養子縁組など)から出題されるのが恒例となっているので、自信がなければこれらの問題は無理に解答しない方が賢明である。もっとも、No.13の地上権は、過去問で既出の知識がほとんどだったため、正解率は高かった。全体的には平易な問題であり、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。
12		意思表示	4	B	
13		地上権	5	A	
14		占有権	4	B	
15		抵当権	2	B	
16	民法② [債権・親族・相続]	債務不履行	2	A	【民法②】 各分野の出題数は、例年同様、債権総論2問、債権各論2問、家族法1問だった。特徴的だったのは、「妥当でない」ものを選ばせる問題が2問(No.16、No.18)出題されたことである。来年度以降もこの形式の問題が出題されるかどうかを注視する必要がある。No.16、No.17、No.19は、基本的な条文や判例の知識を問う問題なので、確実に正答したい。No.18も、基本的な条文の知識を問う問題だったが、その条文の知識が不正確な受験生が多かったようであり、正解率は低かった。これに対して、No.20の遺言は、マイナーな分野とはいえないが、過去問であまり出題されていない判例の知識(最判平5.10.19、最判昭56.9.11)が問われたため、正解率がかなり低かった。もっとも、民法①と同様、全体的には平易な問題であり、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。
17		債権者代位権	4	A	
18		請負・委任	5	B	
19		賃貸借	3	B	
20		遺言	5	C	
21	ミクロ 経済学	余暇と労働	4	A	【ミクロ経済学】 No.21は、余暇と労働に関する計算問題であった。効用関数の形式が少し複雑であったため、計算が苦手な受験生は苦戦したかもしれないが、解法自体は、問題集で掲載している手順で解くことができる。No.22は、費用関数に関する基本的な計算問題であり、かつ、過去に類題が出題されているため、確実に正解したい。No.23は、ラーナーの独占度を求める計算問題であった。No.22と同様に、基本的な計算問題であり、かつ、過去に類題が出題されているため、確実に正解したい。No.24は、市場の安定性に関する図の問題であった。マーシャル的調整に関する知識があれば、容易に正解できたと考えられる。No.25は、リカードの比較生産費説に関する問題である。貿易が成立する条件等が問われる典型的な論点ではなく、ほとんどの受験生にとって初見であったと考えられるため、苦戦した受験生がいたかもしれない。全体としては、No.21、22、23、24は過去問に準じたレベルで解答し易かったと考えられるが、No.25は、他の問題よりもやや難易度が高かったと考えられる。
22		費用曲線	5	A	
23		ラーナーの独占度	1	A	
24		市場の安定性	2	B	
25		リカードの比較生産費説	2	C	
26	マクロ 経済学	乗数理論	1	A	【マクロ経済学】 No.26は、乗数理論に関する計算問題であり、問題集に類題があることもあり、多くの受験生にとって解答し易かったと考えられる。No.27はトービンのq理論に関する問題であった。過去に類題が出題されているので、過去問に取り組んだ受験生は容易に正解できたと考えられる。No.28は信用創造に関する計算問題である。問題集に類題が掲載されている典型的な形式の問題であり多くの受験生が正解できたと考えられる。No.29は総需要曲線に関する計算問題である。手順通りに計算していけば正解できるので、多くの受験生が正解できたと考えられる。No.30は、国民経済計算に関して、国民所得を計算して求める問題であった。市場価格表示か要素費用表示かの指定がないが、市場価格表示の国民所得の数値は選択肢にないので、解答し易かったと考えられる。全体の難易度としては、例年よりやや解答しやすくと考えられる。
27		トービンのq理論	3	B	
28		信用創造	4	A	
29		総需要曲線	3	A	
30		国民経済計算	2	C	
31	財政学	財政投融资	3	B	【財政学】 No.31は財政投融资に関する問題で、我が国の財政投融资制度についての知識を問うものとなっている。問題肢はいずれも基礎的な事項を問うていることから、正解は見つけやすかったと考える。No.32は財政健全化法に関する問題で、確実に解答するためには条文知識が必須の問題であったといえるため、難しいと感じた受験生も多かったと考える。しかし、十分な条文知識がなくとも誤記述が比較的に見つけやすいこともあり、選択肢も検討材料とすると正答にたどり着けるだろう。No.33は地方税の原則に関する問題で、各記述はそれぞれの原則の定義などを問うていることから、各原則を学習していた受験生は解答しやすかったと思われる。No.34は公共財理論に関する問題で、計算問題ではなく知識を問う文章問題であった。各肢で理論用語の内容を問うているが、どれも公共財理論の中でおなじみの用語であることから正解は見つけやすかったと思われる。No.35はジニ係数を求める計算問題である。問題条件は極めてオーソドックスであったことから、地道に計算を進めていくことで正答にたどり着けるとと思われる。
32		地方公共団体の財政の健全化に関する法律	2	A	
33		地方税の原則	2	C	
34		公共財の理論	3	C	
35		ジニ係数	2	B	
36	経営学	モチベーション	5	A	【経営学】 重要な用語が5肢のうち4肢を占めている問題が多く、LEC問題集にも収録しやすい良問が多かった。No.36はモチベーションで肢1が少し難しいが、5肢すべて有名学説である。No.37のM&Aはバックマンディフェンスは覚えやすいので正解できる。No.38は賃金制度の細かい所を問うものである。人的資源は過去にも難問が出たことがある。No.39は定番であり正解できるだろう。No.40の国際経営は学習していない受験生が多い。しかもドーズなどのマイナーな人名もみられる。平均的な学習で3問は取れる。残り2問が少し難しい。これは良くあるパターンであり、難易度は、平年並みといえる。
37		M&A	5	A	
38		人的資源管理	1	C	
39		マーケティング	1	A	
40		国際経営	1	A	
41	政治学	エスピン=アンデルセンの福祉国家論	2	B	【政治学】 No.41、43、45の3問が2つの正しい組み合わせを選ぶ問題であった。No.41「エスピン=アンデルセンの福祉国家論」では、選択肢B・Dの内容が基本的であるため、正解肢を容易に選択できたと考えられる。No.42「ドント式の計算」は2015年以降の出題となった。議席数が与えられているので、落ち着いて計算すれば間違えることはない。No.43「イデオロギー」では、Bに「社会主義は…18世紀頃に自由主義の挑戦を受けて」、及びCに「保守主義は、資本主義を非難し、労働者階級のための…」といった記述があるため、正解肢を容易に選択できたと考えられる。No.44「近代日本の政治思想家」は、2015年度、2018年度、2020年年度に次ぐ出題となった。この分野は政治学の頻出項目となったといえよう。福沢諭吉および徳富蘇峰の説明に惑わされず、「正解肢は基本的な内容である」ことを考えれば、中江兆民を選択できる。No.45「現代政治学」では、Bに「コーンハウザーは、…環境からの要求という入力を受けると」、及びDに「リースマンは、「世論」を著し…」という記述があるため、正解肢を容易に選択できたと考えられる。全5問中少なくとも4問は正答してほしい内容である。
42		比例代表制の選挙	5	A	
43		イデオロギー	3	A	
44		近代日本の政治思想家	3	A	
45		現代政治学	2	A	

No.	科目	出題内容	正解	正答率*	講評
46	行政学	内閣府に置かれる委員会	1	C	【行政学】 No46「内閣府外局の委員会」は、国家一般職も受験する者には容易であろうが、特別区のみを受験生には厳しかったかもしれない。No47「NPM」はサービス問題である。独立行政法人がイギリスのエージェンシーを参考にしたという点で、正解肢がほぼ決まる。No48「アリソンの政策決定論」は、2つの正しい組み合わせを選ぶという、過去の傾向と違って戸惑った受験生がいたかもしれないが、内容は3つのモデルの説明が間違っているため、正答を導きやすかった。No49「バーナードの組織論」は、肢1の書物名「経営行動」がひっかけで、早く処理したい受験生の心理をついた“うまい”問題だった。No50「直接請求制度」は、教養科目の社会科学の範疇であるが、選択しなくてもいいかもしれない。CとDは明らかに間違いだが、Bが事務監査請求ではなく、住民監査請求と判断できるかがポイントだった。
47		NPM	3	B	
48		アリソンの政策決定論	1	A	
49		バーナードの組織論	4	C	
50		我が国の地方自治における直接請求制度	1	C	
51	社会学	社会集団の種類	2	A	【社会学】 難易度であるが、全体としてはA〔易問〕であったといえる。No51「社会集団の種類」は人名と重要概念の組み合わせで、簡単に解けるレベルである。No52「ブルデューの階級の理論」については、「Kマスター」や「解きまくり」で、ブルデューの文化資本の分類を載せておらず、またそれぞれの肢で正否が正確にわかっていないと解けない問題だったので戸惑ったと思う。No53「社会変動論」やNo55「社会調査」は、単に人名（No55については調査名）と重要概念の組み合わせでは解けないより深い内容の理解が必要なものではあったが、しっかりと学習している受講生であれば正解できる。No54「ラベリング理論」は、ラベリング理論、「アウトサイダーズ」といった用語から、Aは「H. S. ベッカー」と分かり、この段階で二択に絞られるので、あとは文脈で正解肢を見分けられたと思う。よって、全5問中少なくとも4問は確実に正解できたはずである。
52		ブルデューの階級の理論	5	A	
53		社会変動論	4	B	
54		ラベリング理論	1	B	
55		社会調査	4	A	

※ 正答率（A：60%以上、B：40%以上60%未満、C：40%未満）は、LEC公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（5/1 14:00時点）に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は、LEC公務員Webサイトの専用ページ（<https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/>）にてご案内しています。